

おしらせHOTコーナー 案内

総合相談の開催

日 5月18日(金) 午後1時20分~4時
時 ※弁護士による法律相談のみ電話予約制
場 八潮メセナ集会室
内 日常生活の悩みごとなどについて

中小企業不況対策融資制度

対 次の要件すべてに該当する方
▼ 最近3ヶ月の平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ、前年同期に比べて5パーセント以上減少している方
方 市内で1年以上事業を営んでいる方
▼ 期限の到来している市税を完納している方など

限度額 1,000万円(運転資金)
償還期間 10年以内(据え置き1年内含む)
利率 1.2パーセント(平成24年4月現在)
信用保証料 埼玉県信用保証協会へ支払った保証料を全額補助

保証人 原則として個人は不要、法人は代表者のみ
担保 必要に応じて求めます。
申事前に金融機関に相談のうえ、5月21日から平成25年1月31日まで※予算枠に達し次第締め切り

おしらせHOTコーナー 案内

対 次の要件すべてに該当する方
▼ 最近3ヶ月の平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ、前年同期に比べて5パーセント以上減少している方
方 市内で1年以上事業を営んでいる方
▼ 期限の到来している市税を完納している方など

中小企業不況対策融資制度

対 次の要件すべてに該当する方
▼ 最近3ヶ月の平均売上額が、昨年同期と比べて10パーセント以上減少しているか、2年前若しくは3年前の同期と比べて10パーセント以上減少している、かつ、前年同期に比べて5パーセント以上減少している方
方 市内で1年以上事業を営んでいる方
▼ 期限の到来している市税を完納している方など



ほつとコリナリ



●市役所の電話
996-2111
●FAX
995-7367

光化学スマッシングに気をつけて

5月~9月は光化学スマッシングが発生しやすい時期です。光化学スマッシングは、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。光化学スマッシング注意報が發令されたら、次の点に注意しましょう。

扶助額 事業 (予算の範囲内で審査のうえ交付)
扶助額 1団体につき上限5万円

労働保険料並びに一般拠出金の申告・納付

平成24年度の労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新および石綿健康被害救済法の一般拠出金の申告・納付は6月1日から7月10日まで

扶助対象事業 事業 (予算の範囲内で審査のうえ交付)
扶助額 1団体に行う地域福祉推進事業・団体活動に必要な啓発

国民健康保険に関する手続き

次の事項に該当する方は、市役所1階④番窓口または駅前出張所で手続きをしてください。

●加入手続きが必要な方

対 社会保険、共済組合、国民健康保険組合など職場の健康保険を喪失した方で、任意継続や他の健康保険に加入していない方

持 離職および喪失の確認ができる書類(離職票、社会保険資格喪失証明書など)、年金手帳(60歳未満の方で、既に国民年金加入者を除く)

●喪失手続きが必要な方

対 国民健康保険に加入していた方で、社会保険、共済組合、国民健康保険組合など他の健康保険に加入した方

持 新しい保険証、国民健康保険証

問 国保年金課 **内 828**

一部負担金(窓口負担金)の免除などについて

災害・失業などにより生活が著しく困難となった場合、一部負担金の免除、減額および徴収猶予を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

問 国保年金課 **内 825**

くらしの相談(行政相談)

役所の仕事などについて、「分かり難い」「説明に納得できない」「処理が間違っているのではないか」などの苦情や要望を総務大臣から委嘱された行政相談委員が、相談を受け付けます。

女性相談開催日が増えます

毎月第2水曜日 午後1時30分~3時30分※5月は総合相談と同時開催

巡回聴覚障がい者相談

光化学スマッシング発令情報の入手方法は市ホームページをご覧ください。

環境リサイクル課 **内 338**

大麻やけしを発見したら連絡を

5~6月は不正大麻・けしの撲滅運動期間です。依然として「大麻」や麻薬の原料となる「けし」を不正に栽培する人が後を絶ちません。大麻や「植えてはいけないけし」を見たら、草加保健所へご連絡ください。

県草加保健所 **内 925・1551**

求人企業合同面接会

5~6月は不正大麻・けしの撲滅運動期間です。依然として「大麻」や麻薬の原料となる「けし」を不正に栽培する人が後を絶ちません。大麻や「植えてはいけないけし」を見たら、草加保健所へご連絡ください。

市工業振興基金を活用した支援制度

対 次の要件すべてに該当する方

▼ 市内において、引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業の方
▼ 申込日現在、市税の滞納がない方▼ 他の制度による助成を受けていない方▼ 平成24年4月から平成25年2月末日までに研究事業の完了、認証取得、新製品の開発、機械装置などの購入または修繕が見込まれる方

対象事業

▼ 産学官共同研究事業 市内の中小企業が新製品開発などのため、大学などと共同研究した場合にその経費の一部を補助

▼ 國際規格等認証取得事業 市内の中小企業がISO9001・14001およびエコアクション21の認証を新規取得した場合にその経費の一部を補助

▼ 工業新製品開発事業 市内の中小企業が行う一定の工業新製品開発に対し、開発経費の一部を補助

▼ 経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 機械装置、工具器具の購入または修繕費の一部を補助

補助額

▼ 産学官共同研究事業、ISO認証取得事業、工業新製品開発事業 経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額30万円)

▼ エコアクション21認証取得事業、経営革新計画承認企業等が行う機械装置等の購入・修繕事業 経費のうち、2分の1に相当する額(百円未満切り捨て、限度額10万円)

申 6月29日まで※予算枠に達し次第締め切り

問 商工観光課 **内 479**